

令和8年6月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

令和8年6月30日（火）

1. 議案上程（議案第57号から第60号まで）

分科会委員長報告

分科会委員長に対する質疑

市長に対する質疑

討論、表決

出席委員（16人）

1 番 夏 井 博 子	2 番 船 木 一 人	3 番 小 野 肇
4 番 吉 田 洋 平	5 番 進 藤 優 子	6 番 佐々木 克 広
7 番 蓬 田 司	8 番 安 田 健次郎	9 番 佐 藤 誠
10 番 畠 山 富 勝	11 番 猿 田 真	12 番 鈴 木 元 章
13 番 太 田 穰	14 番 古 仲 清 尚	15 番 船 木 正 博
16 番 三 浦 利 通		

欠席委員（なし）

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	原 田 徹
副 事 務 局 長	濱 野 美紀子
局 長 補 佐	三 浦 洋 平
主 席 主 査	中 川 祐 司

説明のため出席した者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
総 務 企 画 部 長	杉 本 一 也	市 民 福 祉 部 長	畠 山 隆 之
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	三 浦 大 成	産 業 建 設 部 長	鈴 木 健

企 業 局 長	湊 智 志	企 画 政 策 課 長	夏 井 大 助
若 美 支 所 長	三 村 広 光	総 務 課 長	平 塚 敦 子
危 機 管 理 課 長	佐 藤 誠	財 政 課 長	沼 田 弘 史
税 務 課 長	武 田 健 一	福 祉 課 長	北 嶋 三 世
介護サービス課長	船 木 晶 子	生 活 環 境 課 長	高 桑 淳
子育て健康課長	岩 谷 一 徳	観 光 課 長	村 井 千鶴子
男鹿まるごと売込課長	伊勢谷 毅	文化スポーツ課長	伊 藤 直 子
農 林 水 産 課 長	竹 内 弘 和	建 設 課 長	三 浦 昇
病 院 事 務 局 長	天 野 秀 一	会 計 管 理 者	佐 藤 静 代
教 育 総 務 課 長	湊 留美子	こども未来課長	伊 藤 昌 人
選 管 事 務 局 長	(総務課長兼任)	監 査 事 務 局 長	佐 藤 一 明
農 委 事 務 局 長	濱 野 勇 幸	ガス上下水道課長	斉 藤 清 彦

午前１０時００分 開 議

○委員長（船木正博） 皆さん、おはようございます。

議事に入る前にお諮りいたします。秋田魁新報社から傍聴したい旨、申出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

これより予算特別委員会を再開いたします。

本日の議事に入ります。

議案第５７号令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第１号）についてから議案第６０号令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第２号）についてまでを一括して議題いたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることといたします。

最初に、総務分科会委員会の報告を求めます。太田穰委員長

○総務分科会委員長（太田穰） おはようございます。

総務分科会で審査いたしました議案第５７号令和８年度男鹿市一般会計補正予算

(第1号)及び議案第60号令和8年度男鹿市一般会計補正予算(第2号)の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

コミュニティー助成事業について、当局から、本事業は、一般社団法人自治総合センターの宝くじコミュニティー助成事業を活用し、コミュニティー活動に必要な備品等を整備する自治会等に対し助成するもので、本年3月に中間口部落会が採択され、エアコン、テレビ等を整備するものであるとの説明がありました。

この説明に対し、委員より、助成事業の周知や採択の経緯及びその他の支援について質疑があり、当局から、本助成事業は毎年9月広報で広く周知し募集している。令和8年度事業については3件の応募があり、県を通じて自治総合センターへ申請した結果、1件が採択されたものである。

また、本事業以外にも、コミュニティー活動推進補助金や集会施設改修等事業補助金等、その他、様々な支援制度を整備し、支援体制を整えているとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、男鹿市複合交流施設の建設地について、一つとして、委員より、建設候補地が高い浸水リスクを有している点について強い懸念がある。災害時の避難及び安全性の担保に対する市の見解はとの質疑があり、当局から、選定地の浸水リスクが比較的高いことは認識しているが、近隣の旧N T Tビルが避難所となっているほか、近接地に避難タワーもあることから、避難場所は確保されていると認識している。

なお、周辺にはオガーレ等、他の施設もあることから、災害時の対応は周辺を一体的に考え、訓練や避難経路の確認など、施設整備に向けた重要な課題と捉え、支援策を含めしっかりと対応してまいりたいとの答弁がありました。

二つとして、委員より、図書館を核とした施設の整備という点は理解しているが、交流・飲食スペース等のその他附帯機能については、市内における類似施設の整備状況を踏まえても、整備に疑問がある。既存施設の活用等、資金をかけずに整備する方法もあると考えるが、市の整備方針を伺いたいとの質疑があり、当局から、基本構想

の段階では、図書館を中核機能とするほか、子どもの遊び場、交流スペース、飲食、観光情報の発信機能等を想定していたが、今後の基本計画への反映については、財政状況を踏まえながら、必要に応じて施設機能の取捨選択をするとともに、市民や関係者の意見を伺い、既存施設の活用を含め総合的に判断してまいりたいとの答弁がありました。

三つとして、委員より、秋田県が全国で最も人口減少率が高い状況にある中、人口減少や子どもの数の維持・増加と、多額の費用をかける複合交流施設の整備がどう連動していくのか。また、人口減少を前提としながらも、施設整備が市民の生活の質や経済レベルをどう高めるのか、「賢いまちづくり」の視点を説得力のある言葉で、もっと市民にアピールすべきではないかとの質疑があり、当局から、今後、一定の人口減少はやむを得ないという認識の下、男鹿市総合計画では、10年後に維持したい人口を1万7,000人と定め、市民所得と市民の幸福度の向上を掲げている。

一方、人口減少がもたらす最大の懸念は、消費の縮小であり、経済をどう維持するかが課題である。こうしたことから、市民利用にとどまらず、交流人口・関係人口の拡大が不可欠であり、複合交流施設の整備を通して、経済を活性化させ、さらに、他の事業と連動することにより、市内全域にその効果を波及させるべく、様々な手立てを講じてまいりたいとの答弁がありました。

四つとして、委員より、建設候補地の選定に至るまでの経緯及び会議録について質疑があり、当局から、複合交流施設プロジェクトチーム会議は、あくまでも内部の意思統一・確認の場であり、公開を前提としていないことから、会議録の作成もしていない。こうした会議では、多種多様な個人の考えがあって初めて成り立つものと考えており、仮に、会議録等が公開されるとなれば、自由な意思表示が損なわれ、結果として組織の柔軟性やスピード感が失われ、適切な意思決定ができなくなるのではないかと考えるとの答弁がありました。

第2点として、地域おこし協力隊の委嘱について、委員より、協力隊員の活動に関して、ラグビー競技を通じた市内の児童・生徒への指導や支援の予定はあるかとの質疑があり、当局から、当該隊員の活動内容は、スポーツ（7人制ラグビー）を核としたイベントの企画、開催と地域振興であり、ラグビーを通じた地域活性化の観点からも、業務の範囲内で調整・協力できるものと考えているとの答弁がありました。

第3点として、男鹿市消防団員の条例定数の見直しについて、当局から、現状の実団員数は、定数820人に対し681人、充足率83パーセントであり、条例定数と実団員数に乖離が生じている。消防署等との各種合同訓練や資機材の更新等により、現状の団員数・組織体制で地域の消防力の維持は可能であるとの消防団との協議結果を踏まえ、実情に合わせ、定数の見直しを図るものであるとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、消防団ビジョン策定の考え方について質疑があり、当局から、消防団ビジョンの策定については、団員からのアンケートにより、方向性や考え方をまとめている段階である。このアンケート調査により、半数以上の団員が今後の団員の確保を困難と認識するなど、団員確保の深刻化が明らかになった。また、消防団組織の再編では、昨年、班を83班から48班に再編し、この後、部の再編、将来的には分団の統合も視野に検討していく予定である。こうした調査結果や組織再編の考え方を含め、団員の方々と協議を重ね、消防団ビジョンを策定してまいりたいとの答弁がありました。

さらに委員より、地域構造の変化や消防団員の成り手不足、また、市外に勤務している団員の増加等により、災害時の即応にも限界がある。団員の処遇改善や資機材の更新等、支援の充実化を図り、災害時に消防団機能が損なわれる事態とならないよう、地域の実情に合った現実的な見直しを速やかに進めていただきたいとの意見がありました。

第4点として、特定利用空港・港湾について、当局から、本年5月13日、国から、秋田県が管理する秋田空港、大館能代空港、秋田港とともに船川港を「特定利用空港・港湾」に指定したい旨の説明があった。

「特定利用空港・港湾」については、民生利用を主としながら大規模災害などの緊急時の際には、国民保護の観点から、自衛隊や海上保安庁の艦船や航空機が柔軟かつ迅速に空港・港湾を利用できるように、平素から関係省庁とインフラ管理者において連絡・調整体制の構築、整備を図るものとされているとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、船川港を指定する理由、港湾利用の概要及び有事の際の対応等について、市民の安心・安全の確保の観点から、国や県に対し、住民説明会の開催を求めるべきではないのかとの質疑があり、当局から、特定利用空港・港湾の指定は、武力攻撃のような有事を想定したものではないことが大前提である。市民の

不安や懸念を払拭するため、国・県に対し、丁寧な説明や情報提供を求めてまいりたいとの答弁がありました。

以上で総務委員会分科会の報告を終わります。

○委員長（船木正博） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。鈴木元章委員長

○教育厚生分科会委員長（鈴木元章） 教育厚生分科会で審査いたしました市民福祉部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、令和８年度補正予算についてであります。

第１点として、最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付事業について、当局から、平成２５年から実施された生活扶助基準の改定における保護費減額処分の取消しを求めた訴訟について、令和７年６月の最高裁判決において、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続きに過誤、欠落があった」と指摘され、違法と判断されたことから、減額分を追加給付するものである。

対象期間は、居宅基準であれば、平成２５年８月から平成３０年９月。入院基準であれば、平成２５年８月から令和８年３月。このほか、算定されていた基準生活費及び加算等の内容によって対象期間は異なる。

対象世帯は合計で６６２世帯、追加給付額３，５８３万２，０００円となっている。

全体計画は、受給世帯にはプッシュ型で、４月から６月の間にシステム改修、対象者抽出、給付額の算定を行い、７月上旬には給付したいと考えており、廃止世帯は、申請により７月から３月の間で周知に努め、申請受付及び随時給付を実施したいと考えているとの説明がありました。

第２点として、障害者支援施設及び介護保険施設等物価高騰対策事業について、当局から、物価高騰の影響を受けている市内福祉・介護事業所の負担軽減を図るため、衛生用品について市単独で助成するものである。

対象施設は入所系・通所系など合わせて７３の事業所に対し助成する。

対象期間は、令和８年４月から令和８年９月とし、全体計画は通知発送・申請受付

を7月上旬に、支給開始を7月中旬、受付終了は7月下旬とし、全体の事業終了を8月下旬と見込んでいるとの説明がありました。

第3点として、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステム改修について、当局から、福祉医療、いわゆるマル福について受給者証を持参することなく、マイナ保険証のみで受診が可能となるようオンライン資格確認に必要なシステム改修を行い、市民の利便性の向上と事務の効率化を図るものである。

具体的には、市の福祉医療のシステムを改修し、デジタル庁が運用しているパブリックメディカルハブシステムと連携させ、オンラインによる資格確認を可能とするもので、来年2月の運用開始を目指している。これにより、紙の受給者証を持参することなく、マイナ保険証で受診が可能となり、これまでのような紙の受給者証忘れによる一時払いや、その償還手続を減らすことができるとともに、医療機関は正確な資格情報に基づく医療費の請求が可能となり、資格誤りによる請求ミスを減らすことができる。

市においても、一時払いによる償還事務や資格確認に関する医療機関・薬局からの照会が減少するなど、全体として市民サービスの向上と事務の効率化につながるものである。

今後、システム改修とともに受給者や医療機関等への周知に努め、活用が広がるよう努めていくとの説明がありました。

4点として、低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について、当局から、物価高騰の影響が長期化し、特にその影響を強く受けている低所得子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を給付することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものである。

対象は225世帯、児童340名を対象とし、給付額は児童一人当たり2万円で合計680万円となる。

標準的なスケジュールでは、支給日は9月下旬で、事業終了は10月末日となるが、物価高騰の影響を受けている世帯に対しては、少しでも早い対応が求められるので、事務作業の効率を上げ、スケジュールを前倒しし、プッシュ型は8月にでも支給できるように取り組み、申請型に関しては、受領後、随時給付できるよう体制を整え進めていきたいとの説明がありました。

第5点として、私立幼稚園物価高騰対策について、当局から、物価高騰に伴う私立教育・保育施設の負担軽減を図るため、給食費の一部を助成するもので、市内唯一の私立施設いづみ幼稚園は児童減少に加え、物価高騰により経営が厳しい状況である。地域の幼児教育の担い手であるいづみ幼稚園が安定的な運営を維持できるよう支援を行うとの説明がありました。

この説明に対し、委員より、公立施設と比較し給食費はどうかとの質疑があり、当局から、いづみ幼稚園の副食費は月額4,700円、公立は4,900円となっている。いづみ幼稚園は、土・日が休園であることや児童数の関係もあるが、公立と比べ、金額は低めの設定となっている。そうした中、昨年度に比べ、牛乳や卵、肉など主要な食材が大きく高騰しており、いづみ幼稚園からは厳しい状況であると伺っているとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、令和7年度男鹿市介護保険特別会計の決算見込みについて、当局から、歳入合計の決算見込み額は50億7,111万1,000円で、前年度決算額から1億7,113万3,000円の減となる。歳出合計の決算見込み額は49億4,486万8,000円で、前年度決算額から5,423万4,000円の減となり、この結果、歳入歳出差引額は1億2,624万3,000円を見込むもので、剰余金については、介護保険財政調整基金条例の規定に基づき、2分の1を超える額6,400万円を介護保険財政調整基金への積立金とし、残りの6,224万3,000円を令和8年度に繰り越すものである。これに伴い、令和7年度末現在の基金残高は、前年度末から約1億2,346万6,393円増の4億7,900万9,527円となっている。

しかし、令和8年3月補正予算において、本来減額すべき歳入の過年度分国・県支出金を誤って同額を基金繰入金から減額していたことが判明した。

この結果、令和7年度決算において、減額すべき国・県支出金が予算現額に存置されたままの状態となる一方、誤って基金からの繰入金を減じたことから、本来より基金残高が2,331万1,000円増となっている。

今後の対応として、介護保険財政調整基金を本来の形へ改めるため、令和8年度に予定している過年度分の介護給付費等の精算（返還）の際に、令和7年度決算剰余金

から優先的に充てるとともに、不足する部分を介護保険財政調整基金から取り崩すことで基金の残額を本来の額へ修正するとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、令和7年度介護保険財政調整基金の残高を踏まえた介護保険料の引下げの可能性について質疑があり、当局から、介護保険特別会計における財政調整基金は、財政の健全な運営に資するため、剰余金の適正な管理と保険給付費の不足が生じた場合の財源として活用するという、主に二つの目的を持っており、一般的には次期介護保険事業計画の策定時において、これを活用して介護保険料の抑制を図っていくことになっている。

今後の展望としては、令和22年に85歳以上の人口がピークを迎え、全国的にも高齢化が一段と加速する一方で、現役世代が減少するという全国的な課題を踏まえ、国からは令和22年を見据えて中長期的な視点に立って計画を策定するよう通知されている。次期計画においては、国による介護サービスの在り方の見直し等が保険料算出に影響を与えることから、国の動きを注視している状況であるが、基本的には、令和22年を見据え、持続可能な運営を目指し、当該基金を計画的に活用していく考えであるとの答弁がありました。

第2点として、令和7年度男鹿市国民健康保険特別会計の決算見込みについて、当局から、歳入合計の決算見込み額は33億771万3,000円で、予算額から1億3,135万6,000円の減となる。歳出合計の決算見込み額は32億6,619万円で、予算額から1億7,287万9,000円の減となり、この結果、歳入歳出差引額は4,152万3,000円を見込むもので、剰余金については、国保財政調整基金条例の規定に基づき、2分の1以上の額2,100万円を国保財政調整基金への積立金とし、残りの2,052万3,000円を令和8年度に繰り越すものである。

また、令和7年度末現在の基金残高は、取り崩しがなかったことから、前年度末から約6,700万円増の3億5,702万5,744円となっているとの報告がありました。

第3点として、病院資金不足等解消計画の策定について、当局から、令和7年度決算では、医業収益が入院収益の増などで約4,200万円増加したものの、流動資産として現金預金が約1億3,000万円減少したことなどにより、約2億7,000万円の資金不足が発生し、資金不足比率は13.5パーセントに達する見込みである。

今後の対応として、資金不足比率が10パーセント以上となった場合、地方財政法に基づき、地方債の発行に総務大臣または秋田県知事の許可が必要となるほか、資金不足等解消計画の策定が義務づけられている。

計画策定内容としては、資金不足となった要因の分析や資金不足を解消するための方策のほか、今後の収支計画や資金不足比率の見通しなどを盛り込むことが必要とされており、具体的な方策としては、病院事業債（経営改善推進事業）の借入れによる資金繰りの改善や長寿命化計画の見直しによる設備投資の更なる平準化のほか、収益面や費用面からの経営改善の取組により、資金不足の解消を図っていくとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、決算状況や患者数、診療収入について、人口減少に伴い患者数が毎年減少する中で経営状況も厳しさを増している状況である。男鹿市の人口規模を考えると、多岐にわたる診療科を持つみなと市民病院を運営していくことは大変なことだと思う。以前、新聞で報道されていたのは、秋田県全体で人口減少が進む中、どこの病院も経営が苦しくなっている現状で、患者の奪い合いではなく、それぞれの病院の役割分担を明確にすることが必要だと書かれていた。今後、人口減少が進み、病院経営の厳しさも一層増していくことが予想されるが、将来的に病院同士の役割分担や再編といったことも考えていかなければいけないのではないかと意見がありました。

第4点として、美里小学校統合準備委員会について、当局から、令和9年4月の美里小学校と船越小学校の統合に向け、統合準備委員会を設置し、円滑な統合に向けて協議を進めていく。委員会の構成メンバーは、若美地区町内会長連絡協議会会長、五里合振興会会長、船越振興会会長、美里小・船越小正副PTA会長、両校の校長の合わせて9名で構成しており、委員会の事務は、主に学校行事の調整、児童・保護者の交流促進、スクールバスの運行計画などについて検討を行う。

今後のスケジュールは、今月12日、1回目の準備委員会を開催し、9月下旬までに4回開催する。10月下旬には閉校式、11月中旬には保護者説明会を実施し、3月下旬に引越しとなる。

第1回準備委員会での主な質疑内容は、5月に行われた児童の交流、通学方法及びスクールバスの運行などで、児童の交流では、両校の児童がお互いに挨拶を交わし、

良好な雰囲気の下、交流ができていた。

今後も、児童・保護者・学校関係者が安心して統合の日を迎えられるよう、関係者と連携し準備を進めていくとの報告がありました。

第5点として、船越小学校屋外運動場改修事業の進捗状況等について、当局から、4月下旬に工事着手し、既存の防球ネットなどの構造物を撤去した。5月には掘削工事及び暗渠排水施設の設置に着手しており、5月末時点での進捗率は35パーセントとなっている。

今後のスケジュールは、6月より雨水の排水・浸透施設設置工事などを進め、7月からはピッチャーマウンドやバックネットなどを整備し、9月の事業完了を目指し、工事を進めている。

9月に開催される運動会を考慮し、夏休み明けにはグラウンドが使用できるよう調整を図っていくとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、今までの表層の土は、雨水を地面に浸透できなかった土だと考えるが、表層の土の入れ換えはしないのかとの質疑があり、当局から、土の入れ換えはしない。既存の土にも浸透性はあったものの、表面勾配がとれず、排水機能が低下していた。本工事では、排水機能を高めるため、グラウンドの表面に勾配をつけ、浸透した雨水を新たな暗渠管を通し、浸透貯水施設に流し込むなどの工法をとっているとの答弁がありました。

第6点として、船川北公民館の廃止について、当局から、船川第二小学校として昭和58年に建設し、築43年が経過している。平成16年から船川北公民館として活用されてきたが、老朽化が進み、雨漏りなどの修繕を繰り返してきたものの、近年、建物の老朽化が著しく、昨年12月には校舎棟2階の大部分で大規模な雨漏りが発生した。安全確保の観点から、現在2階部分の利用を禁止し、漏電防止のため電源を遮断している。

今後、利用頻度の低い施設や類似施設を統廃合など縮小していく方針であり、検討した結果、船川北公民館も令和9年3月末をもって廃止したいと考えている。仮に雨漏り防止改修工事をする、概算で4,500万円かかる見込みである。

なお、併設する体育館は来年度解体する予定で進めている。廃止に伴い、地域や利用団体に対しては、新たな活動場所の希望を聞き、活動が滞ることがないように、バツ

クアップし理解を求めていくとの報告がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（船木正博） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。吉田洋平委員長

○産業建設分科会委員長（吉田洋平） 産業建設分科会で審査いたしました観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、一般会計補正予算についてであります。

新たな灯台利活用モデル事業を活用した観光コンテンツ魅力向上事業について、当局から、日本財団から資金提供を受け、この事業の取りまとめを行っている一般社団法人海洋文化創造フォーラムから、告示後の6月5日に本事業を一旦停止する旨、一方的なメールがあり、情報収集したところ、日本財団から同法人へ事業実施に必要な資金が支払われていないとの理由から争いが発生し、一旦停止の判断に至ったとのことであった。

同法人においては事業の再開を目指し模索していると伺っており、市としては、円満な解決により事業が再開され、本事業が採択されることを期待し、引き続き情報収集の上、動向を注視していくとの説明がありました。

この説明に対し、一つとして、委員より、本事業が実施できないこともあり得るのかとの質疑があり、当局から、補助金がなくなった場合、実行委員会の幹事社である秋田テレビ株式会社においては、全額会社負担で事業を実施することは難しいとしており、市としてもハード部分の整備については実施が難しいと考えている。

しかしながら、イベント等のソフト事業については、同時期に秋田海上保安部と共に「入道埼灯台まつり」を開催しているところであり、このイベントの拡充等を模索するとともに、引き続き情報収集に努め、動向を注視してまいりたいとの答弁がありました。

二つとして、委員より、「星空と灯台の役目を学ぶツアー」について、地域の方々が一枚岩となり、行政を動かすような活動をし、初めて持続可能な中身のある観光が生まれてくるのではないかと考えるが、市の見解について質疑があり、当局から、連

携団体として地元事業者がツアーの造成に携わっているほか、ネイチャーガイドの協力の下、地元の方と観光客が話す機会を創出しながら実施するツアーを計画していたところである。

一方で、地元の商店会や長寿会などが連なり、2年前に「入道埼灯台を守る会」が結成され、昨年の石焼フェスに向けては、地元の方々と共に清掃活動が行われるなど、少しずつではあるが地域の機運も高まりつつある。市が掲げる「質の高い観光」には、地元住民との交流が非常に重要な要素だと捉えており、間もなく入道埼灯台が「点灯130周年」を迎えることも相まって、地域の機運をさらに後押しできるよう努めていくとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、「インフォメーションセンターわかみの指定管理について」の報告に対し、一つとして、委員より、当該施設の今後の方向性について質疑があり、当局から、観光案内所の機能としては、電話・窓口対応それぞれ1日平均2件程度となっており、役割を終えたものとして廃止の方向で進めたいと考えている。

廃止とした場合、設置条例を廃止することとなるが、現在テナントとして2事業者が入居していることから、まずは施設の状況や市の考えを説明し、両者の意向確認を丁寧に進めながら今後の施設の利活用について検討していきたいと考えている。

市としては、この先を見据え熟慮した結果、今年度末をもって指定管理期間が終了する、このタイミングでの廃止がふさわしいのではないかと判断したところであるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、施設の利用状況からしても、インフォメーション機能の役割は終えたものと理解している。今後、2事業者の意向を十分に伺うとともに、その意向を最大限尊重し、事業者が納得できるような最善の方策をもって対応していただきたいとの意見がありました。

三つとして、委員より、施設の老朽化という面からも、廃止に向けて毅然とした態度で臨んでいただきたいとの意見がありました。

第2点として、「オガーレの実績及び今後の取組について」の報告に対し、委員より、県のモデル事業「学校給食における地場産物活用促進モデル事業」については、オガーレが学校と生産者の間に入り、調整的な役割を果たすものと承知している。

地元食材の使用率向上と地産地消の推進を目指すことは、収益の確保にも直結することから、事業終了後も軌道に乗せるべく、継続して取り組んでいていただきたいとの質疑があり、当局から、「物がそろわない」「形がそろわない」「量に見合った生産ができない」など様々な課題がある中で、今般の県のモデル事業においては、オガーレが学校給食の食材卸という役割を担う動きが生まれているが、これはオガーレの設立時から期待されていた役割として、その成長を感じているところである。これまで独自に築いてきた生産者とのネットワークのみならず、地域で果たすオガーレならではの役割といった観点からも、事業終了後もしっかり継続していけるよう、関係部局とも連携しながら、市として必要なサポートに努めていくとの答弁がありました。

第3点として、「特定利用空港・港湾について」の報告に対し、委員より、今後の市の対応方針について質疑があり、当局から、今般の国から県への打診を踏まえ、施設管理者である県において対応が議論されるものと承知しているが、船川港の立地市である本市としては、県の方向性を注視しつつ、国や県に対し、地域の方々に不安や懸念が生じることがないような対応を求めていくとの答弁がありました。

第4点として、「森林カーボンクレジット推進事業の進捗状況について」の報告に対し、委員より、登録する市有林の面積と見込まれる販売収益について質疑があり、当局から、J-クレジットプロジェクトには、1,063.71ヘクタールの市有林を登録することとなり、このうち、二酸化炭素など温室効果ガスを吸収する範囲としては、536.9ヘクタールを計算の対象面積としている。

また、販売収益については、市場取引額のほか、共同実施者との按分割合や事務費の負担割合によって流動的となるが、先行事例に鑑み、1トン当たり5,000円から7,000円で試算した場合、8年間の合計で8,400万円から1億円超となる見込みである。これを、およそ6対4ないし7対3の比率で分配すると、市には年間で約600万円から700万円の収入が見込まれるとの答弁がありました。

さらに、委員より、販売収益は市有林の整備に活用するとしているが、循環型林業を見据えた伐採後の対応方針について質疑があり、当局から、男鹿市森林経営計画に基づき、毎年度、面積を定め伐採し、主伐後は計画的に再造林等を実施していく。

森林カーボンクレジットを推進する自治体として、二酸化炭素の吸収体である森林が循環していくよう、森林組合等の協力も得ながら取組を推進していくとの答弁があ

りました。

第5点として、ツキノワグマ被害防止対策事業について、委員より、監視カメラやドローンの運用状況について質疑があり、当局から、現在、市内に箱わなを9か所設置しているが、今年度からは、それぞれに監視カメラも設置している。モーションセンサー機能が搭載され、動態を検知した際はデジタルカメラで撮影し、アプリで通知される仕組みとなっている。

これまで何回かはクマを撮影しているが、餌がないため特定の場所に執着しないなど、箱わなによる捕獲には至っていない。

また、6月1日に導入したドローンについては、赤外線や熱感知センサーが搭載されており、クマが出没した際、可能な限りパイロットが現地に臨場し、上空からの捜索を行っている。ただし、パイロットの操作技術のほか、モニターに集中するパイロットの安全確保など諸課題があることも事実であり、いましばらく新たな技術を身につける時間をいただきながらも、クマの捕獲に向けて全力で対応にあたっていくとの答弁がありました。

第6点として、「県による仁井山交差点へのラウンドアバウト導入社会実験について」の報告に対し、委員より、除雪を要する冬期間の実験ではないことに多くの疑問が残る。現状の交差点においても危険が生じている中、高齢化の著しい本市において、この交通形態はなじまないのではないかと質疑があり、当局から、この導入社会実験の実施に当たっては、県が主体となり、警察本部や市と連携して一体的に取り組むこととなる。社会実験の開始の際は、交通ルール指導などのため警察も配置されると伺っており、安全面には十分配慮し実施されるものと認識している。

県では、9月から11月までの実験期間を経た上で、課題等を洗い出し、改善に向け取り組んでいくこととしており、様々な懸念に対しては、市としても要望していきたいと考えている。

ラウンドアバウト導入は、交通面での向上効果のほか、県内初といった試みが本市観光面にも好影響を及ぼすことも考えられるため、重要な取組であると認識しているとの答弁がありました。

第7点として、「県管理道路の今後の在り方について」の報告に対し、委員より、仮に廃止または維持管理レベルが引き下げられた場合、どのような影響が想定される

のかとの質疑があり、当局から、県では今後、関係自治体との調整を経た上で、沿道住民や利用者の皆様との合意形成を図り、最終決定を行うこととしている。

対象となった3路線については、男鹿水族館G A Oへ向かう北部観光の主要路線となっているほか、地域住民が生活道路として日常利用している路線も含まれており、市としては、これら道路が「地域の生活維持」や「産業」「防災・減災」において重要な社会基盤である認識の下、県に対し、見直しを含め地域の実態を重視したものにするよう強く要望していくとの答弁がありました。

第8点として、「令和7年度企業局各事業会計決算見込みについて」の報告に対し、一つとして、委員より、上水道事業について、3, 100万円ほどの純損失を見込んでいるが、料金改定から数年経過した現在、どのような認識でいるのかとの質疑があり、当局から、当時、適正な料金水準にするためには約30パーセントを超える引上げが必要であったが、様々な議論を経て、平均で21.3パーセントの引上げにとどめたところである。

企業局としては、毎年、内部留保を含めた決算状況等を精査しながら、見込んだ財政シミュレーションと乖離がないか定期的に検証しているが、料金改定から2年経過した現在、人件費や原材料費等の急騰によって当時の想定と開きが生じている。

今年度、前期の検証結果や社会情勢等を反映した経営戦略の見直しを進めているところであり、現行の料金体系で設備更新を含めた維持管理が可能なのかを見定め、併せて今後の適正な料金体系を検討していくとの答弁がありました。

さらに、委員より、双方にとってメリットのある大潟村への水道水供給について、現段階で想定している供給量について質疑があり、当局から、現在、大潟村と協議している段階であり、具体的な供給量は差し控えるが、若美浄水場で作られる水道水の余力分、これはパック御飯工場が本格稼働しても影響のない現実的な範囲で供給したいと考えているとの答弁がありました。

二つとして、委員より、ガス事業について、附帯事業収益が期待していたほど伸びていないが、当初の見込みに対する市の認識について質疑があり、当局から、パック御飯工場については、当初、年間5, 500万食、液化天然ガスの供給量1, 150トンの60パーセントを見込んだが、米騒動の影響で令和6年産米の集荷が困難となり、稼働日数が減少し、当初の生産計画を大幅に下回ったことによるものである。こ

の点、法人側とは連絡を密にしているところであり、プライベートブランドとして大手インターネットサイトを含め新たな販路先を開拓するなど、パック御飯の需要等についても回復基調が見込めるのではないかと伺っており、それに伴い各事業会計における収支の上向きにも期待しているところである。

企業局としては、事業者の育成といった側面からも、引き続き法人と連携しながらサポートに努めていくとの答弁がありました。

第9点として、福川地区の破損した下水道管の復旧について、当局から、多くの課題があり、コンサルタントとの協議や検討に時間を要したが、工事契約を6月2日付で締結し、8月中旬の交通開放を目指して復旧工事を進めていくとの報告がありました。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

○委員長（船木正博） これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（船木正博） 質疑なしと認めます。よって、各分科会委員長に対する質疑を終結いたします。

各分科会委員長に対する質疑がありませんので、市長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第58号令和8年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。本件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

○委員長（船木正博） 御異議ありますので、本件は起立により採決いたします。
暫時休憩します。

午前10時49分 休 憩

午前10時49分 再 開

○委員長（船木正博） 再開いたします。

御異議がありますので、本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（船木正博） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、議案第59号及び議案第60号を一括して採決いたします。
本3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、本3件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

午前10時51分 閉 会